広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問３(情)第15号）

第１　審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求に至る経過

１　開示の請求

審査請求人は、令和３年12月９日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第５号。以下「条例」という。）第６条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求をした（この請求を以下「本件請求」といい、本件請求に係る行政文書を「本件請求文書」という。）。

・　開示の請求をした行政文書の件名又は内容

令和１年〇月〇日〇〇で開催された三篠川災害復旧助成事業にかかる事業説明会についてその説明会で、地元から要望のあった各種事案に対する回答について会議議事録の発行をお願いします。

説明会ですので、議事録はないかもしれませんが、当日まとめられたまとめや覚書のような資料でも構いません。

２　本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和３年12月16日付けで審査請求人に通知した。

３　審査請求

審査請求人は、令和３年12月21日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第３　審査請求人の主張要旨

１　審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

２　審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見書においておおむね次のとおり主張している。

(1)　開示請求した行政文書は、三篠川災害復旧助成事業に係る事業説明会で、令和１年○月○日に開催された地元民を対象とする第一回目の説明会の議事録である。

(2)　この説明会では計画図面を示して護岸計画の説明が行われ、説明会の質疑応答の際に種々の質問が行われた。長年不安に思ってきた地元の河川に関する、命に直結する重要な計画であり、地元から出された要望点を記録してきちんと対処されるものと考えている。

(3)　この事業を円滑にすすめるためにも、議事録の作成は重要で必要不可欠なものと考えられ、「処分を取り消す」の裁決を求める。

(4)　令和４年２月９日付けの実施機関の弁明書では、事業説明会は災害復旧助成事業の計画内容やスケジュール、そしてそれに伴う事務の進め方を地元住民に周知することを目的として開催し、円滑な事業推進が図れるために行うものであると説明されている。

(5)　平成30年○月○日も説明会では、当日に資料で示された改修（河道内掘削、河道拡幅）によって今次水位からによって改修後水位は下がることが説明された。続いて事業区間③の計画図面を示されたが、○○の所で河道が現況より挟まっているように感じられ、これによる水位への影響を質問した。この質問に対して、護岸改修は上流からの洪水を安全に下流に流すことができるように計画しているとの回答であったように思う。水位の質問に直接は答えてもらえなかった。地元の事情、○○集落は広い裏山を背にした地形であり大量の雨水を三篠川へ排水していることを説明し、水位上昇があると内水問題に直結する懸念がある旨発言した。最近になって排水口部分での水位上昇が平成30年7月豪雨の水位に比較して１～1.5mとな

っていることを理解し大変な状況であることを認識したわけである。この水位に関しては第一回の説明会から現在までなんら変更はされておらず、私としては地元の声が届いていないと残念に思い、説明会でのやり取りを議事録できちんと残しておくことが重要だと感じ、行政文書開示請求した。

(6)　説明会では、内水問題について実施機関は今回の助成事業範囲外であり、これは広島市が受け持つべき事案である旨説明があった。排水先の川面の水位が１～1.5ｍも上昇するような状況で一体どのような内水対策がとれるのかわからないが、そのような説明があった事実を議事録に記録しておく必要性を感じる。

(7)　弁明書では、「議事録作成については当時西部建設管内で数多くの箇所で災害が発生しており職員の業務量が膨大となっていたこと及び議事録の作成は必須となっていないことから事務の簡素化を行い、本件について議事録は作成していない。従って開示請求の対象となる行政文章が存在しない。」との説明があった。平成30年の豪雨災害は当地区のみでなく県全体ですさまじいものがあり事情は理解でき、また事務の簡素化は重要なことは理解できる。しかし計画中の護岸は50年、100年先まで地元を守っていく重要なもので、その計画を初めて地元に示す説明会であり、どのような意見が出てどのように回答、対処していく等の議事録は重要な記録となる。文章化されることで問題点がつまびらかにされ、地元民もより深く理解し問題解決を早めにできる後押しにも有効だと思う。

(8)　この地元説明会では、複数の参加者から説明会でのやり取りの議事録を作って欲しいと要望が出ており考慮する旨の説明があったと記憶している。

(9)　令和４年２月９日付けの弁明書では、審査請求の理由に対する反論で、議事録の作成は必須となっていないことを挙げている。説明会当日、県、市の担当者及び地元参加者全員のいる場所で議事録を発行する旨の発言をされたにもかかわらず、「必須となっていない」を反論理由とされたということは、説明会の重要性や意義、そして地元意見やさらに自身の発言を軽んじておられるように感じる。

第４　実施機関の説明要旨

実施機関が、本件処分を行った理由について、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

１　事業説明会は、三篠川で実施される災害復旧助成事業の計画内容やスケジュール、そしてそれに伴う事務の進め方を地元住民に周知することを目的として開催し、円滑な事業進捗が図れるよう行ったものである。

２　説明会当日の意見・要望等については、対応可能なものであれば今後の地元調整で対応していく旨の返答をしている。議事録作成については、当時西部建設管内で数多くの箇所で災害が発生しており、職員の業務量が膨大となっていたこと及び議事録の作成は必須となっていないことから事務の簡素化を行い、本件については作成していない。

３　審査請求人は、事業を円滑に進めるために、議事録の作成は重要で必要不可欠なものと捉え、「処分を取り消す」裁決を望まれているが、上記のとおり議事録を作成していないため、開示請求の対象となる行政文書が存在しない。

第５　審査会の判断

１　本件処分の妥当性について

実施機関は、本件請求に対し、本件請求文書を作成又は取得していないとして本件処分を行った。

これに対して、審査請求人は、本件請求文書の開示を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

(1)　本件請求文書について

本件請求文書は、令和元年〇月〇日に〇〇で開催された三篠川災害復旧助成事業に係る事業説明会（以下「本件説明会」という。）の議事録である。

また、審査請求人は、議事録がない場合は、説明会当日の地元からの要望等についてまとめられた資料の開示を求めており、本件説明会の復命書や質問事項を取りまとめた資料等の議事録以外に本件説明会の内容について記録した資料（以下「議事録以外の資料」という。）も本件請求文書に含まれる。

(2)　処分の妥当性について

実施機関は、議事録の作成がされていない理由として、当時西部建設事務所管内の数多くの箇所で災害が発生しており、職員の業務量が膨大となっていたこと及び議事録の作成は必須となっていないことから事務の簡素化を行った旨の説明をしている。

そこで、当審査会は、実施機関に対して、本件説明会の議事録以外の資料が作成されていないか確認したところ、本件説明会については議事録以外の資料も作成されていないとの回答であった。

災害復旧事業に係る地元説明会では、地元住民からの意見を聴取することも目的の一つと考えられ、通常、このような説明会の記録は残されるべきものと考えられる。実施機関に対して、本件説明会以外の三篠川災害復旧助成事業説明会における議事録又は議事録以外の資料の作成状況についても確認したが、本件説明会以外の８地区の説明会では、説明会の議事録が全て作成されていた。

また、実施機関は、弁明書において「説明会当日の意見・要望等については、対応可能なものであれば今後の地元調整で対応していく旨の返答をしている。」と説明しているが、説明会当日の意見・要望等が記録されていなければ、どのようにして、これら意見・要望等の対応の可否を検討したのか疑問は残るものである。以上の事実のみを見ると、本件説明会だけ記録が残されていないことは不自然とも思われる。

一方で、本件説明会当日の意見・要望等にどのように対応したか実施機関に確認したところ、本件説明会の翌日以降、○○である審査請求人から要望に関する文書が複数提出されており、これらの要望に対して実施機関は審査請求人へ令和２年２月20日に回答しており、この時の協議録は作成し、審査請求人へも交付しているとのことであった。また、実施機関は、○○からの要望は、地元の要望を網羅していると考えているとのことであり、当審査会においても、この協議録が実際に作成されていることは確認した。

これらのことを踏まえると、実施機関は、説明会の翌日以降、○○である審査請求人から複数回の要望書が提出される中、これら要望への対応を行っていることは認められ、また、これらに回答する際にはその協議録を

作成・交付していることなどから、実施機関が地元要望に対する検討や回答を行っていたことは認められる。

このような当該地区における実施機関の対応状況を踏まえると、令和２年２月20日の協議録作成後、改めて令和元年○月○日の本件説明会の議事録又は議事録以外の資料を作成しなかったこともあり得ると思われる。

これらのことから、実施機関の「本件請求文書を作成していない。」との説明は、不合理とまではいえないため、実施機関が本件請求に対し、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして不存在とした本件処分は妥当である。

２　審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

３　結論

よって、当審査会は、「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

４　付言

行政文書は、行政機関における意思決定に至る過程並びに行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微な場合を除き、作成することが求められるものである。

本件説明会以外での○○である審査請求人からの要望への対応や豪雨災害による職員の業務量増といった当時の事情を踏まえても、説明会当日に地元からあった意見・要望等の記録を作成していないことは実施機関の対応として不適切であり、詳細な議事録が作成できなかったとしても、議事要旨を作成する、個人メモを組織的に共有するなど、別の形で地元住民からの意見について、記録を残しておくべきものであったと考えられる。

審査会としては、審査請求人が不服を抱くことについて理解できる部分もあり、実施機関には今後の行政文書の適正な作成及び管理に努めるよう求めるものである

第６　審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別　記

審　査　会　の　処　理　経　過

年　月　日	処　理　内　容
令和４年３月15日	・諮問を受けた。
令和５年１月26日 （令和４年度第10回第２部会）	・諮問の審議を行った。
令和５年２月27日 （令和４年度第11回第２部会）	・諮問の審議を行った。
令和５年３月30日 （令和４年度第12回第２部会）	・諮問の審議を行った。
令和５年４月27日 （令和５年度第１回第２部会）	・諮問の審議を行った。

参　考

答申に関与した委員（五十音順）

【第２部会】

石　井　　誠一郎 （部会長）	弁護士
西　條　　　潤	近畿大学准教授
山　﨑　　俊　恵	広島修道大学教授